

## 児童生徒の学習評価の国際比較に関する調査 &lt; 整理表 &gt;

| アメリカ合衆国   |  |
|---|--|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>  | <p>1</p> <p>(1) 法的拘束力はないが州で策定</p> <p>(2) 州教育委員会が委員会等を設置して策定</p> <p>(3) 州により異なる。ミシガン州では、カリキュラム・フレームワークで教科等の種類・各教科等の目標・内容・ベンチマーク等、カリキュラム策定計画の手順や注意点、学習指導法、評価システム、教員の職能開発、教授に関するツールキット、主要教科の学習指導に関する情報や資料、フレームワークの使用法等を記載</p> <p>(4) 多くの州で規定。ミシガン州では幼稚園549時間、小学校以降1098時間。しかし、カリキュラム・フレームワークには記載はない<br/>各教科等の配当時数は主要教科（英語、数学、科学、社会）では規定している州が多いが、その他の教科では特段の取り決めがない州も多い<br/>特に取り決めはない</p> <p>(5) 特に決まりはない。教科ごとに改訂されることが多い</p> <p>(6) 州や教科により異なる。ミシガン州の場合は、フレームワークは1996年、英語2004年、算数・数学2006年、科学2000年、体育2007年、技術2005年</p>   |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>   | <p>2</p> <p>(1) 1969年から全米規模で実施。抽出調査であり、主調査と長期傾向調査の2種類がある。主調査は、第4、8、12学年を調査対象。読解、数学、科学、作文、米国史、公民、地理、芸術などについて全米的な学力傾向の把握を目的。長期傾向調査は、9、13、17歳の生徒を対象に読解と数学について4年ごとに調査</p> <p>(2) 調査時点における児童生徒の学習状況及び学習の進捗状況の把握</p> <p>(3) 24州（2006年時点）が高校教育の質保証のため高校卒業認定試験を実施</p>  |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標標準評価か集団標準評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存<br/>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標標準評価か集団標準評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>3</p> <p>(1) 法的拘束力のある全米及び各州の基準はない。近年、州のカリキュラム基準が各学校段階で影響力を増していることから、参考のためミシガン州の基準を例に以降の項目を記す<br/>各学校段階により異なる。小学校低学年では教科等の記録に加え、個人的・社会的発達、学習習慣。高学年から高校までは教科等の成績等の記録や学習態度<br/>通常は目標標準評価<br/>小学校低学年及び4学年は教科ごとに観点を示して評価。評価、評定の区別はない。5学年以上では観点は示されない<br/>教科により異なる。例えば算数では、積極的な態度、応用問題を解く力、コンピュータ技術、概念理解力、社会では、活動への参加、他者との経験や考え方の共有、様々な文化・民族の認識、概念理解力などである<br/>観点別評価2～3段階（小学校低学年）観点別評価4段階（小学校4学年）、評定5段階（小学校5学年以上）<br/>観点別規準等の策定はない。州のカリキュラム・フレームワークの中で評価法等について示す<br/>中学校以降は授業態度を評価（3段階評価）。行動等については所見欄に教師が記載<br/>学校保存後、各区の教育委員会が保存<br/>1999年</p> <p>(2) (1) ~ に同じ。但し、各教科等の評価は、ルーブリック等で各教科担任が評価することもある。また、ポートフォリオ評価も行われることがある</p> |
| <p>4 その他（通知票等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知票）</p> <p>(2) その他</p>   | <p>4</p> <p>(1) 有。様式は各学校で定める。多くの学校では、学期末ごとに通知票を保護者に郵送している</p> <p>(2) 高校の学習評価は上記の3(1)と同じ。高校の卒業要件は、6州以外の州で規定されている</p>  |

| イギリス（イングランド）  |   |
|---|---|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>  | <p>1</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 子ども学校家庭省の諮問を受けた委員会によるレビューとその後の関係者による協議を経て資格カリキュラム開発機構により策定される。</p> <p>(3) カリキュラム全体の目的と目標、各教科ごとに学習する分野別の内容、到達目標、評価とカリキュラム全体を通じて学習すべき事柄等が示されている。</p> <p>(4) 無 無 無</p> <p>(5) 5年</p> <p>(6) 初等カリキュラム1999年、中等カリキュラム2007年（2008年9月より実施）</p>  |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>   | <p>2</p> <p>(1) 有（各学習段階=キー・ステージの終わりである第2、第6学年では中心教科、第9学年では全教科について必ず実施される。QCAの作成する試験と教師の評価により構成されるが、2009年から第9学年での評価は教師によるもののみとなった。また他の学年でも教師による評価に加えてQCAの作成した試験を行って児童生徒の到達度を測定することはできる。）</p> <p>(2) 教授学習の改善と保護者に対する児童生徒の学校に関連する情報の提供が主な目的である。</p> <p>(3) 義務教育が終わる16歳で普通教育にかかわる外部試験であるGCSE試験、あるいはそれに相当する職業資格試験を受験することが推奨されている。</p>  |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存<br/>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>3</p> <p>(1) 有<br/>教科ごとに到達目標の水準（レベル）が通常8段階（と例外的に優秀という評価）設定されている。第2学年（7歳）では第2水準、第6学年では第4水準、第9学年では第5または第6水準に到達していることが標準とされるが、進級、進学には影響しない。<br/>全国テストの結果（第6学年のみ）、教師による評価、学校全体の子どものための評価の結果、前年度における全国の結果が保護者に知らされる。<br/>目標準拠評価<br/>法的な規定はない。学習者の努力、進歩を評価することが推奨されている。児童生徒の行動の詳細や家庭環境についての記録を作成・保存してもよいが、義務とはされていない。<br/>2005年の（イングランド）教育（生徒に関する情報）規則により学校に保存と正当な理由による請求がある場合の開示が規定されている。</p> |
| <p>4 その他（通知票等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知票）</p> <p>(2) その他</p>   | <p>4</p> <p>(1) 有（法的には第2、第6、第9学年の終わりに成績が連絡されるが、実際には学期ごとに連絡されている。学校と保護者のインフォーマルな情報交流が推奨されている。）</p> <p>(2) 保護者は学校の保管する児童生徒の学習記録の開示と、評価に対する異議の申し立てを行うことができる。なお学校も試験の結果について異議の申し立てを行うことができる。</p>  |

| フランス  |   |
|---|---|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>  | <p>1</p> <p>(1) 国で策定</p> <p>(2) 議会の答申を受けて国民教育省で策定。策定に当たっては、義務教育修了までにすべての児童生徒に最低限保障すべき教育内容を政令で定める「共通基礎知識技能」が基準とされる。</p> <p>(3) 教科等の種類、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等</p> <p>(4) 有<br/>有<br/>有</p> <p>(5) 概ね5年</p> <p>(6) 2007年、2008年に改訂</p>   |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>   | <p>2</p> <p>(1) 有：「全国共通学力調査」。小学校3年生、中学校1年生を対象に、国語、数学で毎年実施。児童生徒が全員受験するが、成績集計は標本による全国集計のみ。2008年度から対象学年が小学校2年生と小学校5年生となる。</p> <p>(2) 学習指導の改善を目的とする。</p> <p>(3) 中学校卒業の認定を行う「前期中等教育修了国家免状」取得試験がある（ただし不合格でも高校に進学できる）。中学校最終学年（4年生）を対象に、フランス語、数学及び歴史地理公民の筆記試験と全教科等の平常点評価による試験を毎年実施。大部分の中学4年生が受験し、多くが合格する。</p>   |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存<br/>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>3</p> <p>(1) 有（2007年度より試行中）：国民教育省が「共通基礎知識技能」の観点別到達度評価参考一覧表を試行として示す。指導要録にほぼ相当する「個別技能通知表」の導入の準備が行われている。<br/>教科等の指導の記録、行動の記録、交通安全教育修了記録、応急手当教育修了記録、コンピュータ教育修了記録など<br/>目標準拠評価<br/>区別有<br/>評定は「共通基礎知識技能」の項目別（フランス語の習得、一つの現代外国語の実用、数学の基礎原理、科学的技術的教養、情報通信に関する日常的な技術の習得、人文的教養、社会的公民的技能、自律性及び自発性）に行われる。各項目について、小学校では4～29の観点別評価が設けられている。中学校については未定。<br/>観点別評価と評定のいずれも合否（oui と non）の2段階<br/>評価基準を国民教育省が上記の「観点別到達度評価参考一覧表」の中で示す<br/>有：「共通基礎知識技能」の項目のうち「社会的公民的技能」と「自律性及び自発性」が該当<br/>学校保存<br/>生徒の義務教育修了時まで。義務教育修了後は生徒保存。</p> <p>(2) (1)に同じ</p> |
| <p>4 その他（通知票等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知票）</p> <p>(2) その他</p>   | <p>4</p> <p>(1) 有 様式は「個別技能通知表」と同じ</p>   |

| ドイツ   |   |
|---|---|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>  | <p>1</p> <p>(1) 州レベル（一部共通化の動きあり）</p> <p>(2) 州文部省（実際には教育研究所）</p> <p>(3) 州により異なる。</p> <p>&lt;例 1&gt;ノルトライン・ヴェストファーレン州基礎学校<br/>獲得すべき能力と知識、教科等の種類、各教科の課題と目標、各教科の内容と重点、各教科で獲得が期待される能力、支援と評価等</p> <p>&lt;例 2&gt;ベルリン市（都市州）基礎学校は、ブレーメン市、ブランデンブルク、メクレン・フォアポメルン州と共同で作成した。<br/>基礎学校の教育（コンピテンシー等）、教科の意味づけ、水準、授業の構成、内容（課題領域の概観、課題領域）、成績の評価・記録</p> <p>(4)&lt;例 1&gt; あり（ただし適当たりの時数）      あり      あり</p> <p>(5)&lt;例 1&gt;とくに原則なし。上記事例では1985年。2003年に試行版。中等教育段階は教科により改訂時期が異なる。</p> <p>(6) 州・学校種別により異なる。&lt;例 1&gt;では2008年。中等教育段階は教科により異なる。&lt;例 2&gt;基礎学校は2004年。中等教育段階の教科は2006年。</p> <p>(7) とくになし</p>  |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>   | <p>2</p> <p>(1) VERA-3 テスト、3 学年対象、国語、数学、全州が参加、VERA-8 テスト、8 学年対象、国語、数学、英語または仏語。16 州中 14 州参加、悉皆調査。</p> <p>(2) 能力の検証</p> <p>(3) 各州に学校終了段階で修了試験がある。多くの州は統一テストの形式で実施している。<br/>この他にギムナジウム終了段階での学力調査を実施（2002年、TOSCA）等があるが、州レベルでの実施である。</p>   |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存<br/>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>3</p> <p>(1) 無 州レベルであり。評定は州間協定であり。</p> <p>&lt;例 1&gt; ノルトライン・ヴェストファーレン州<br/>有（州学校法第48条）様式なし。<br/>教科等の評定、欠席、行動の記録や社会的行動（4段階評価）、特記事項。<br/>目標準拠評価<br/>観点別評価なし。</p> <p>評定は6段階評価</p> <p>有。4段階評価<br/>学校<br/>20年間（生徒及び保護者の取扱が許可されたデータ規則第9条）ただし修了書は50年</p> <p>&lt;例 2&gt; ベルリン市<br/>有（州学校法第58条）様式あり。</p> <p>1) 修了証 学校、生徒名及び誕生日、学年・学期、選択科目を含む授業科目、成績・評定、特記事項、3年から10学年では行動の記録。学期及び学年の証明書では、これに欠席、遅刻。卒業証書の場合は更に、出生地、教育課程への通学期間、場合に応じ試験に不合格となった事由。試験証明書では、出生地、教育課程への通学期間、試験の種類、試験科目、各試験の成績と最終評定、場合により教育課程途中で終了した科目。</p> <p>2) 指導要録 氏名、性別、出生年月日・出生地・出生国、ドイツ以外で出生の場合、ドイツ渡航年、国籍、家庭での使用言語、移住者としての状況、住所、電話番号、保護者の氏名・住所・電話番号、就学義務の開始、普通教育学校の経歴、保護者との連絡上の注意点、使用に供された教材。</p> <p>目標準拠評価<br/>観点別評価なし。1・2学年は記述式。3・4学年は6段階評定か一部に内容別評価を選択。5学年以上は6段階評定。一部ポイント制、学習発達記録。</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>有。3-10学年。学校会議で決定。項目は学習準備・意欲、信頼感、自律性、責任感、協調性。<br/>生徒本人。コピーを要録として学校か試験実施者が保管。<br/>50年</p> <p>(2)<br/>目標準拠評価<br/>無</p> <p>有（例1は4段階）</p> |
| <p>4 その他（通知票等）<br/>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無(通知票)<br/>(2) その他</p> | <p>4<br/>(1) 有。半年ごとに証明書の交付。</p>   |

| フィンランド  |   |
|---|---|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>  | <p>1</p> <p>(1) 国で策定（それに基づき基礎自治体が地方カリキュラムを策定）</p> <p>(2) 国家教育委員会が策定。そのプロセスには、国家教育委員会のもとに置かれた作業部会、教育課程班、連携ネットワークが協力して当たる。なお、これらには、教育行政関係者、現職教員、専門家（研究者）らが参加する。</p> <p>(3) 教育課程や義務教育の位置付けや内容など総則的な内容、指導及び学習支援（特別な支援を必要とする児童生徒、文化的・言語的マイノリティに対する指導）、各教科等の目標・内容・望まれる成果（到達目標）、評価基準・方法、評価基準・方法、「私立」学校の教育</p> <p>(4) 有<br/>有<br/>有（但し、教科ごとに設定された学年区分ごと）</p> <p>(5) 概ね10年</p> <p>(6) 2004年に改訂（2006年完全移行）</p>  |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>   | <p>2</p> <p>(1) 1990年代後半より全国テストを実施。基本的には、第9学年を対象に、母語と数学の2科目について、2年に一度、抽出調査の形で実施。但し、それ以外の学年や、教科を対象として実施する場合もある。</p> <p>(2) 教育課程実施状況の調査（評価）、及び教育政策形成・事業計画立案、授業改善・教育課程改善に資するデータの収集を目的とする。</p> <p>(3) 後期中等教育段階修了時（厳密には、在学中より受験可能）に、「大学入学資格試験」（Ylioppilastutkinto）が実施される。但し、これは学校の修了とは区別されており、試験に合格せずとも、高校等を卒業することはできる。</p>  |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標標準評価か集団標準評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存<br/>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標標準評価か集団標準評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>3</p> <p>(1) 有。国家教育委員会が、教育課程基準において、「修了証」（Todistus）の様式を示す。なお、体裁（デザイン）については、自治体が決めることが教育課程基準に示されている。<br/>「修了証」には、教科等の履修履歴（教授言語、宗教や語学科目の選択状況、芸術系科目・体育科目の過当たりの授業時間数、選択科目の科目名及び総授業時間数などについても記録）及び目標標準評価による成績が記される。また、態度（行動）の評価、活動技能（学業成績とは別に評価が行われた場合）、授業時間が週1時間以下の選択科目の成績については、資料として、修了証に添付される（修了証本紙には記載されない）。<br/>目標標準評価<br/>区別有<br/>「進歩」（edistyminen）、「活動技能」（työskentely）、「態度」（käyttäytyminen）<br/>4～10の7段階。4は不合格（Hylätty）、5は及第（välttävä）、6はまあまあ（kohtalaisia）、7は普通（tydyttävä）、8は良い（hyvä）、9は非常に良い（kiitettävä）、10は優秀（erinomainen）。但し、第7学年以下の成績等については、評点による評価を行わなくともよい。また、「修了証」には「態度」の評点は記録しない（「基礎教育法施行令」第12条）<br/>教育課程基準に示された目標及び望ましい成果（到達目標）<br/>有。行動の評価（「態度」として記録される）<br/>不明：「基礎学校法」「基礎学校施行令」「教育課程基準」に関連記述なし（但し、「公文書として適切な扱いをするように」との記述あり。）<br/>不明：「基礎学校法」「基礎学校施行令」「教育課程基準」に関連記述なし</p> <p>(2) (1)と同じ</p> |
| <p>4 その他（通知票等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知票）</p> <p>(2) その他</p>   | <p>4</p> <p>(1) 有 様式は教育課程基準に定められている</p>   |

| オーストラリア  |  |
|--|--|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p> | <p>1</p> <p>連邦制を採用しており、初等中等教育に関する責任は各州が持つとの憲法規定を前提、教科・領域の選定は国が、それ以外の枠組みは州が、具体的内容は各学校で策定</p> <p>A. 国家教育指針(主要学習領域(Key Learning Areas)の選定のみ、内容は規定せず)</p> <p>(1) 連邦レベル</p> <p>(2) 連邦教育雇用訓練青少年問題担当大臣協議会(Ministerial Council on Education、Employment、Training and Youth Affairs : MCEETYA)、連邦・各州教育大臣の承認</p> <p>(3) 八つの主要学習領域の選定のみ</p> <p>(4) ~ すべて規定なし</p> <p>(5) 約10年間</p> <p>(6) 最新のものは2008年12月(通称「メルボルン宣言」)</p> <p>(7) 上記宣言での提案に基づきナショナル・カリキュラム(差し当たり2011年の始動に向けては英語・数学・科学・歴史のみ)の開発に向けての動きが現実化、但しナショナルテストが実施されている下記の各領域については既に学習指針(Statements of Learning)が存在(主にテスト対象学年で求められる知識・技能の概要を既定)</p> <p>B. 各州のカリキュラム・フレームワーク</p> <p>(1) 州レベル(ただし最新のものは連邦政府からの要請により改訂)</p> <p>(2) 州政府の教育にかかわる組織(州により州教育省もしくは州教育審議会)、州教育省もしくは審議会が関係部局、研究者や専門家、教員等の助言を得て共同で開発</p> <p>(3) あくまでも各学校でカリキュラム及びシラバスを開発・作成する際の手引き</p> <p>(4) 前期中等教育段階までは ~ の具体的な規定は特になし(上記(3)(4)に関して、カリキュラムの開発はあくまでも各学校の責任という立場)</p> <p>(5) 時代・社会・国家の要請に応じて改訂</p> <p>(6) 各州により異なる</p> |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他(学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する)</p>  | <p>2</p> <p>(1) 有。1997年以降、毎年リテラシーおよびニューメラシーのテストを実施(3・5・7・9年生対象の悉皆調査(原則)、生徒の属性に基づく結果の分析も実施。<br/>2007年までは連邦レベルで定められた基準(ナショナル・ベンチマーク)に基づき各州が試験を作成、しかし2008年以降は結果の比較可能性を高めるため全国共通テストへ移行、それに伴い国家基準もより詳細に生徒の成果を測定できるアチーブメント・スケールへ変更。<br/>2003年以降、科学的リテラシー、シティズンシップ、ICTを3年に一度の周期で実施(6もしくは10年生を対象に抽出調査、一部の領域は特定州のみでの施行)。</p> <p>(2) 国家レベルで子ども達の教育成果に関する比較可能なデータを入手し、その成果の向上を継続的に監視することを目的とする</p> <p>(3) 各州で中等教育修了者には中等教育終了資格を授与(州教育審議会が管理、州により内容は異なるもののペーパー試験や外部評価者による評価等を実施、近年、中等教育の修了率の向上を目的に、資格の多様化を推進する州も存在)</p>  |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か</p>   | <p>3</p> <p>(1) 無<br/>・但し、リテラシー及びニューメラシーの国家指標(アチーブメント・スケール)は存在<br/>・また、連邦政府から州政府への補助金給付の要件として、各州で児童生徒が学習した教科について、州政府(教育省・教育審議会)もしくは学校が定めた基準に従い、A~Eまでの5段階で通知票(student reports)を作成する義務があることを規定</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>観点別評価、評定の区別の有無<br/> 観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/> 観点別評価及び評定の評価の段階<br/> それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/> 行動や性格の評価の有無<br/> 評価記録の原本の保存<br/> 保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/> 目標準拠評価か集団準拠評価か<br/> 観点別評価、評定の区別の有無<br/> 観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/> 観点別評価、評定の評価の段階<br/> 行動や性格の評価について</p> | <p>(その具体的内容、評価基準、保存等についての規定はなし)</p> <p>(2) 州ごとに評価及び報告の「枠組み」の規定あり<br/> 目標準拠評価(但し、集団中での子ども達の成果を保護者に通知する義務は存在)<br/> 区別有<br/> 州により異なる<br/> (例えばクイーンズランド州及びビクトリア州の場合は「意欲(ef fort)」「行動(behavior)」)<br/> 観点別評価は、州ごとに、また多くの場合、(初等・中等)教育段階で基準が異なる。<br/> 評定は5段階評価(A～E、但し州により学年・教育段階で記述方法に配慮あり)<br/> 通知票に記載項目有<br/> ・教員による総評<br/> (また、学習と評価の一体化を図るため、例えばビクトリア州では、中等教育段階の生徒が当該教科についての自身の目標や評価を記載する欄を通知票に設定)</p> |
| <p>4 その他(通知票等)<br/> (1) 保護者への評価の結果等の通知の有無(通知票)<br/> (2) その他</p>  | <p>4<br/> (1) 有<br/> (2) 基準(A～Eの5段階で提示)、年2回の保護者への通知及びそれに基づく保護者と教員間での面談の実施を連邦レベルで義務化</p>   |



| シンガポール   |  |
|--|--|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>                                 | <p>1</p> <p>(1) 国で策定</p> <p>(2) 教育省（Ministry of Education）のカリキュラム計画・開発局（Curriculum Planning and Development Division）が策定。教育内容等の大幅な改訂にあたっては、国立教育学院（National Institute of Education: NIE）の研究者や現場の教員などが加わり、専門の審議会等が設けられる場合もある。</p> <p>(3) 教科の種類、授業時数、各教科の目標、内容、評価基準・方法等。</p> <p>(4) 授業時数について<br/>有<br/>有<br/>有</p> <p>(5) 概ね5年</p> <p>(6) 2006、2007年に、言語（英語、華語、マレー語、タミル語等）、数学、理科などの主教科が改訂された。</p>   |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>  | <p>2</p> <p>(1) 有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校卒業時に「小学校卒業試験」(Primary School Leaving Examination: PSLE)を実施。受験教科は、言語（英語と各民族語）、数学、理科。</li> <li>・ 中学4 / 5年終了時に「シンガポール・ケンブリッジ普通教育修了試験」(Singapore- Cambridge General Certificate of Education: GCE)の標準（Normal） / 普通（Ordinary）の各レベル試験がある。高校から大学に上がる際にはGCE上級（Advanced）レベル試験を受ける。受験教科は、母語が必修で、他は履修したコースや進学希望先の学科の要件等による。</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学校への進学にあたってはPSLEを必ず受けなければならないが、その得点結果に関係なく、13歳以上ならば誰でも中学校に入ることができる。PSLEの結果と保護者の希望に基づき、生徒は特別（Special） / 快速（Express） / 普通・学術（Normal-Academic） / 普通・技術（Normal-Technical）の各コースに振り分けられる。</li> <li>・ GCE各レベル試験は修了試験であるから、これに合格しなければ上級校 / コースに進学することはできない。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前述のPSLEやGCEなどの各種試験は、「シンガポール試験・評価局」(Singapore Examinations and Assessment Board)が実施する。</li> <li>・ 近年、中等教育段階においては、6年制の総合課程(Integrated Programme)校やインデペンデント・スクール (Independent School)、オートノマス校 (Autonomous School) などが設けられて多様化が進み、スポーツや芸能、ITなどの特別領域コースも増えている。これらの学校やコースでは、入学希望者に対して、PSLEのほか、面接や実技等の直接選抜試験 (Direct School Admission) も課している。</li> </ul> |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準(国で全国共通に定める)の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存</p> | <p>3</p> <p>(1) 有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育省発行の各教科用シラバス内で評価理念、方法を示す。</li> <li>・ 「学校修了証」(School Graduation Certificate)の書式を教育省が策定。「学校修了証」には、教科成績(Academic Achievement)、正課併行活動の成績(Co-Curricular Achievement)、行動の記録(Personal Qualities)を示す。行動の記録では、性格、行動特性、学習意欲、市民性、賞罰記録、リーダーシップなどが記述式で示される。</li> <li>・ 目標準拠評価と集団準拠評価を併用。近年は、自己評価、生徒による相互評価、ポートフォリオ評価、教員による観察評価などでの目標準拠評価を重視する傾向にある。</li> <li>・ 有。評定は教科成績について、観点別評価は正課併行活動の記録や行動の記録について示される。</li> <li>・ 「知識・理解・応用」(Knowledge, Understanding and Application)、「</li> </ul>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合の、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>技術・過程」(Skills and Processes)、「意欲・態度」(Ethics and Attitude)の3観点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GCEの評定..A1(75点以上)、 A2(70-74)、 B3(65-69)、 B4(60-64)、 C5(55-59)、 C6(50-54)、 D7(45-49)、 E8(40-44)、 9(39点以下)</li> <li>・ CCAの観点別評価..A1(25以上)、 A2(20-24)、 B3(16-19)、 B4(13-15)、 C5(10-12)、 C6(8-9)、 D7(4-7)、 E8(1-3)、 U(0)</li> </ul> <p>評価項目をシラバスや教育省の通知で示す。<br/>有、平素の行動の記録や正課併行活動 (Co-Curricular Activities: CCA) の記録。<br/>国での一括保存 (コンピュータ・データ・ベース)<br/>不明</p> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 同じ</li> <li>(1) 同じ</li> <li>(1) 同じ</li> <li>(1) 同じ</li> <li>(1) 同じ</li> </ul> |
| <p>4 その他 (通知票等)</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無(通知票)</p> <p>(2) その他</p>  | <p>4</p> <p>(1) 有、Report Bookの書式は全国一律 (コンピュータ・データ・ベースのフォーマット)。</p> <p>(2) 近年は、発表、作文、課題製作、ポートフォリオなど多角的な評価活動を組み合わせるように、教育省が学校へ指導。</p>   |

| 中華人民共和国   |  |
|---|--|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>  | <p>1</p> <p>(1) 国で策定。これを基に省・自治区・直轄市が地域内の基準を制定。</p> <p>(2) 教育課程の基準は、大学や研究機関の専門家、学者、初等中等学校の教員などの意見を踏まえ、教育部が策定。</p> <p>(3) 教育課程の枠組、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等</p> <p>(4) 国は基準として、～の項目を定めている。<br/>有<br/>有<br/>有</p> <p>(5) 概ね10年</p> <p>(6) 2001年に改訂。試行を経て、2005年に学年進行で実施。</p> <p>(7) 試行案として提示。その後、調整がなされる。</p>  |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>   | <p>2</p> <p>(1) 国レベルのテストは無。ただし、地方レベルでは実施している場合もあるが、詳細は不明。</p> <p>(2) -</p> <p>(3) 中学校の卒業にあたっては、省、市・県など地域ごとに共通卒業試験を実施（地域別統一試験）。中学校の共通卒業試験と高校入学のための統一試験（地域別に実施）を兼ねて実施する場合も少なくない。</p>   |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存<br/>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>3</p> <p>(1)<br/>無。全国統一的な規定はない。学校や地方により異なる。以下の内容は、地方（上海市や北京市など省・自治区・直轄市のレベル）の規定によるもの。<br/>地方の規定では、評価記録の範囲と内容は、教科等の評価の記録、及び行動の記録、出欠席等。<br/>目標準拠評価。<br/>地方の規定によれば、区別有。<br/>地方の規定、例えば上海市では、「学習態度」（学習習慣・態度）、「学習能力」（コミュニケーション能力、探究能力）、「実践能力」（操作能力、応用能力）、「学業成績」（教科の知識）、に分かれている。全教科共通。<br/>等級法（4または5段階）又は百点法（百点法でも、90～100点＝優秀、75～89点＝良好、60～74点＝合格、59点以下＝不合格に分かれている地域もある）。<br/>国レベルでは無い。地方では、観点に沿った規準等が地方の教育行政機関から示されている場合がある。<br/>有。<br/>一般に、学校が保存。<br/>不明。</p> <p>(2)<br/>目標準拠評価。<br/>有<br/>地方ごとの規定に準拠。<br/>地方ごとの規定に準拠。<br/>有</p> |
| <p>4 その他（通知票等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知票）</p> <p>(2) その他</p>   | <p>4</p> <p>(1) 有</p> <p>(2) 以前の教科のみの成績の100点法による評価ではなく、児童生徒の資質を総合的・全体的に評価する「総合素質評価」*等への移行期。（*入試とも連動させる方向）。また評価を行うのは教師だけでなく、保護者、場合によっては児童生徒本人（や同級生等）も関与し、評語を記すように変化しつつある。通知票の形式は地方・学校ごとに異なる。</p>  |

| 大韓民国  |   |
|---|---|
| <p>1 教育課程の基準（学習指導要領）について</p> <p>(1) 策定のレベル（国、州等）</p> <p>(2) 策定機関と策定の手続き</p> <p>(3) 教育課程の基準の範囲</p> <p>(4) 授業時数について<br/>総授業時数の規定の有無<br/>各教科等の配当授業時数の規定の有無<br/>学年配当の授業時数の規定の有無</p> <p>(5) 改訂の周期</p> <p>(6) 最新の改訂年次</p> <p>(7) その他</p>  | <p>1</p> <p>(1) 国で策定</p> <p>(2) 韓国教育課程評価院（KICE）が改訂案を示し、それに基づき教育課程審議会の答申を受けて教育科学技術部が策定、告示する</p> <p>(3) 教科等の種類、授業時数、総則、各教科等の目標、内容等</p> <p>(4) 有<br/>有<br/>有</p> <p>(5) 概ね5～10年</p> <p>(6) 2007年に改訂</p> <p>(7) -</p>   |
| <p>2 ナショナルテストについて</p> <p>(1) ナショナルテストの実施の有無と実施内容等</p> <p>(2) ナショナルテストの性格</p> <p>(3) その他（学校段階や課程の修了認定テスト等があれば記載する）</p>   | <p>2</p> <p>(1) 有。「初・中等教育法」第9条第1項の「教育科学技術部長官は学校に在学中の児童・生徒の学業成就度を測定するための評価を実施することができる」に基づき、2001年度から全国からランダムで選んだ小学校6年生、中学校3年生、高等学校1年生の3～5%を対象に、国語、社会、数学、科学、英語の調査を実施。2008年度からは全国（国・公・私立）の小学校6年生、中学校3年生、高等学校1年生の全員に実施を義務づけた。<br/>また、「読み」「書き」「基礎算数」については、2002年度から2007年度まで全国の小学校3年生の3%を抽出して調査、2008年度からは悉皆調査を行っている。</p> <p>(2) 教育課程の質を管理するために国家レベルで定期的に児童・生徒の学力を評価する</p> <p>(3) -</p>  |
| <p>3 学習の評価について</p> <p>(1) 学習の評価の基準（国で全国共通に定める）の有無及び「有」の場合はその内容<br/>基準設定の有無と「有」の場合はその示し方<br/>評価記録の範囲と内容<br/>教科等の評価は目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合、観点の設定内容<br/>観点別評価及び評定の評価の段階<br/>それぞれの観点に沿った規準等の策定の有無、策定レベル、機関<br/>行動や性格の評価の有無<br/>評価記録の原本の保存<br/>保存の期間</p> <p>(2) 各学校における学習の評価の方法<br/>目標準拠評価か集団準拠評価か<br/>観点別評価、評定の区別の有無<br/>観点別評価の場合、観点の設定内容<br/>観点別評価、評定の評価の段階<br/>行動や性格の評価について</p> | <p>3</p> <p>(1) 評価結果は報告書にまとめられる。分析結果は、国家及び市・道教育庁での教育政策樹立、学校単位での教授・学習方法の改善、進路指導などの資料として活用<br/>有。教育科学技術部が教育課程の様式などを定める<br/>教科等の指導の記録、行動の記録、出欠席の記録、身体測定の記録<br/>目標準拠評価<br/>有<br/>教育科学技術部の基準に基づき、各市・道が「学業成績管理試行指針」を設ける<br/>小学校 = 5段階（秀・優・美・良・可）、中学校 = 5段階（5・4・3・2・1）、高等学校 = 9段階評価（1～9）。学校における評価：指導要録は参考様式を国が示している。修得単位数、各科目の評定、出欠等を記録。筆記試験による9段階評価及び遂行評価（Performance Assessment）。または、筆記試験評価＋遂行評価による9段階評価。これらの評価方法については、保護者に家庭通信、PTA会議、学校のHPを通して知らせる<br/>評価規準を韓国教育課程評価院が参考として示す<br/>有<br/>学校保存<br/>卒業後1年間は当該学校が保存、その後は電子化して永久保存</p> <p>(2)<br/>目標準拠評価＋集団準拠評価<br/>区別有<br/>(1) と同じ<br/>(1) と同じ<br/>評価する</p> |
| <p>4 その他（通知票等）</p> <p>(1) 保護者への評価の結果等の通知の有無（通知票）</p> <p>(2) その他</p>   | <p>4</p> <p>(1) 保護者にも報告する。形式は学校ごとに異なる</p> <p>(2) -</p>  |